

# 公益社団法人茨城県農林振興公社役員の報酬等及び費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (役員報酬等)

第3条 常勤役員には、月額報酬及び期末手当を支給する。退職手当は支給しない。

2 非常勤役員には、総会、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議への出席毎に、月額報酬として1日当たり13,000円を現金又は口座振替により支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

## (常勤役員の報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の月額報酬の額は、その役職に応じて、茨城県の出資法人等指導実施要領（平成11年4月1日制定）別表第2「常勤役員の給料基準額」に定める給料月額とする。

2 常勤役員の期末手当の額は、茨城県の特別職の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）第4条第1項の規定に基づき算出される額とする。

## (常勤役員の報酬等の支給方法)

第5条 月額報酬の支給日は、その月の21日とし、期末手当の支給日は、毎年6月30日及び12月10日とする。ただし、当該日が土曜日、日曜日、休日に当たるときは、それらの前日とする。

2 支給は口座振替の方法により支払う。

3 報酬から控除する額等支給に関する詳細は、別に定める茨城県農林振興公社の役員と職員との給与及び旅費に関する規程（以下「給与等規程」という。）に準ずる。

(費用)

第6条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 非常勤役員が理事会、監事監査及びこれに準ずる会議に出席する場合は旅費実費を支払う。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その支給額及び支給方法は、公社の職員の例による。

(公表)

第8条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成23年5月30日）から施行する。（平成22年11月15日総会議決）

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。